

志摩市公告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり公表する。

令和8年 9月 **2**日

志摩市長 橋 爪 政 吉



記

(%)

特別会計の名称	資金不足比率
志摩市水道事業会計	— (20.0)
志摩市下水道事業会計	— (20.0)
志摩市立国民健康保険病院事業会計	— (20.0)

※括弧内の数値は、経営健全化基準である。